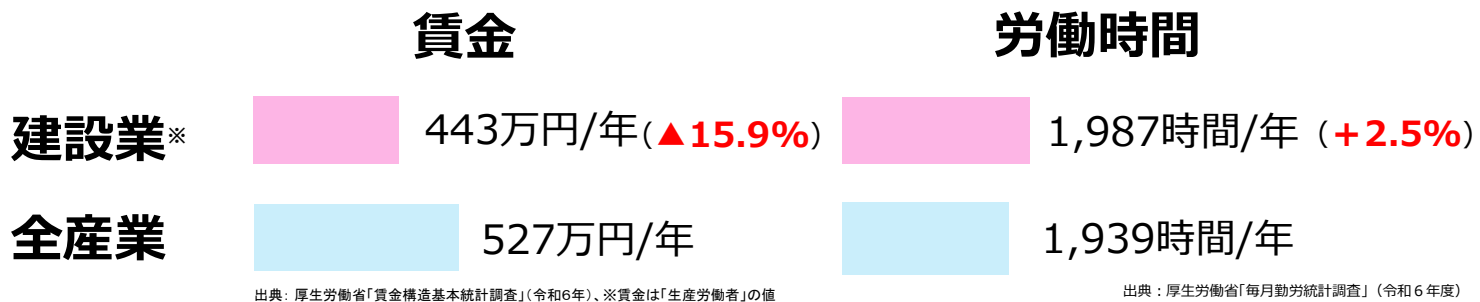
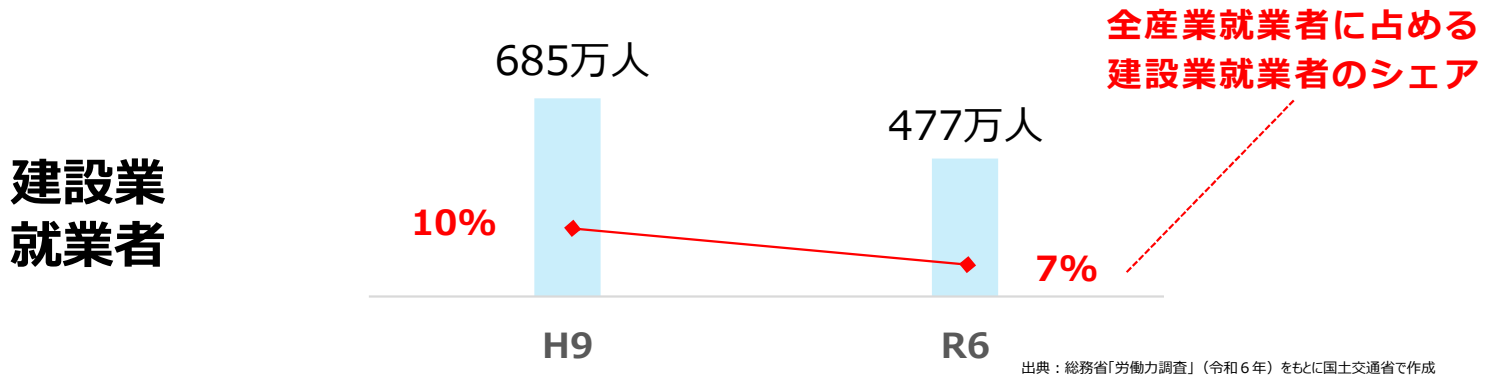
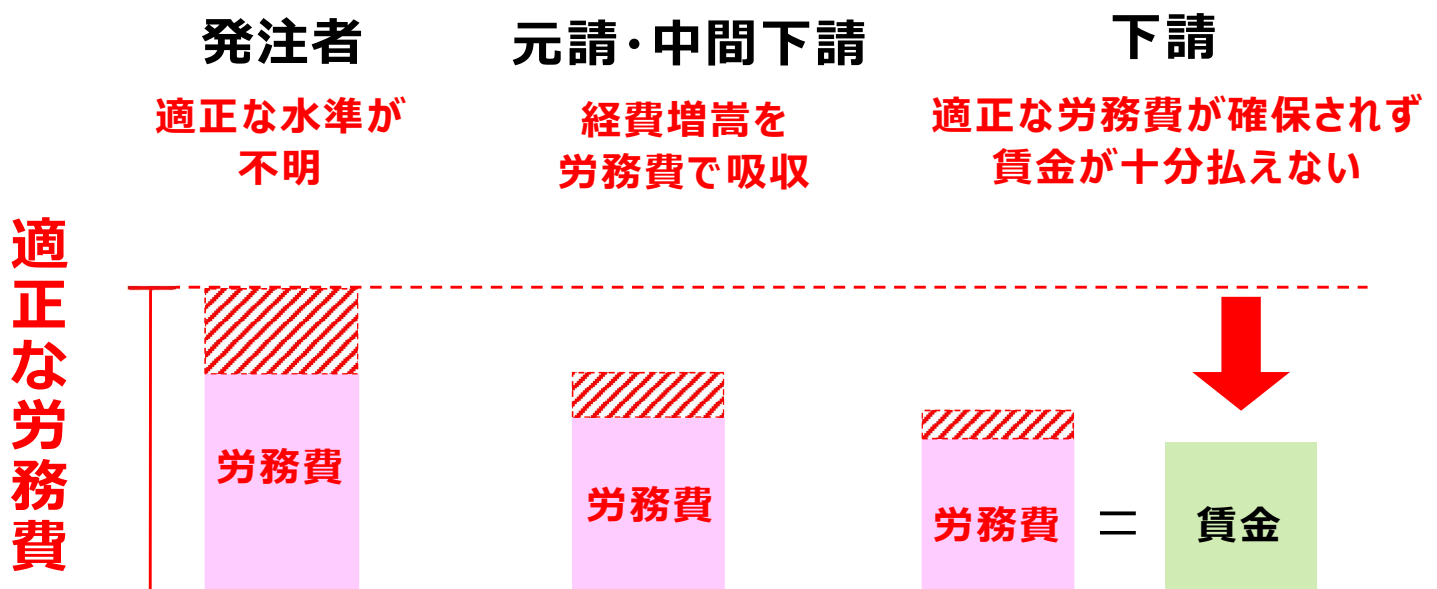


- ▶ 建設業は、**中長期的な担い手の確保**が喫緊の課題
- ▶ 若年層の入職・定着のためには、他産業より**賃金が低く、就労時間も長い状況の改善が不可欠**



- ▶ また、建設工事の請負契約の特性※を背景として、**適正な労務費（＝賃金の原資）が確保できていない**

※ 過度な重層下請構造、総価一式の契約慣行、相場が分かりづらい、削減が容易、技能者の処遇を考慮せず安価に請け負う業者が競争上有利 等

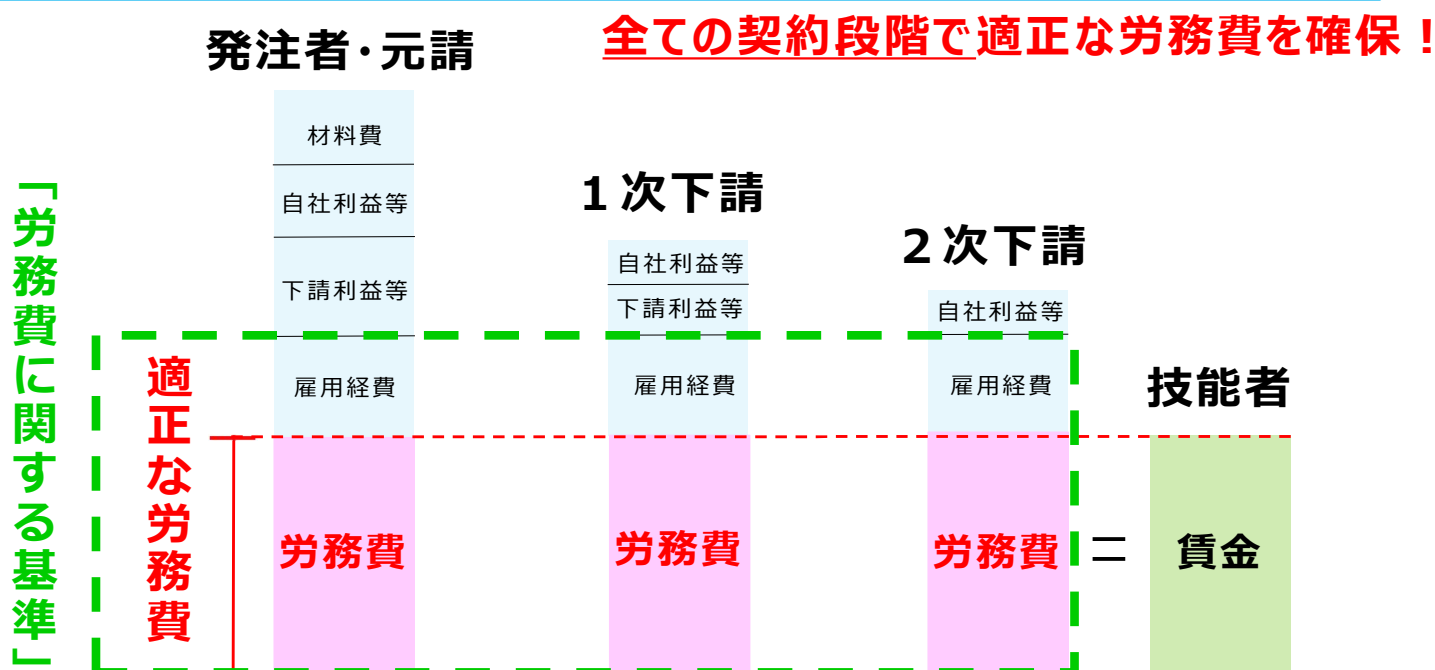


- ▶ 建設業者に対し、労働者の**適正な処遇確保を努力義務化** (第25条の27)
- ▶ 中央建設業審議会が「**工期に関する基準**」に加え「**労務費に関する基準**」を作成・勧告し、**適正な労務費を提示** (第34条第2項)
- ▶ 適正な労務費等と比べ**著しく低い労務費等**※1による**見積りや見積り変更依頼を禁止** (第20条第2項、第6項)
- ▶ 総価として**原価に満たない金額**による契約締結を**受注者にも禁止** (第19条の3第2項)
- ▶ **著しく短い工期**による契約締結を**受注者にも禁止** (第19条の5第2項)
- 違反した建設業者は**指導・監督/発注者**※2は**勧告・公表**の対象 (第41条第1項等、第19条の6)

※1 材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金

※2 適正な労務費を含む通常必要と認められる原価に満たない金額による契約締結による勧告の対象になり得るのは公共発注者のみ

労務費に関する基準 (令和7年12月2日 中央建設業審議会決定)



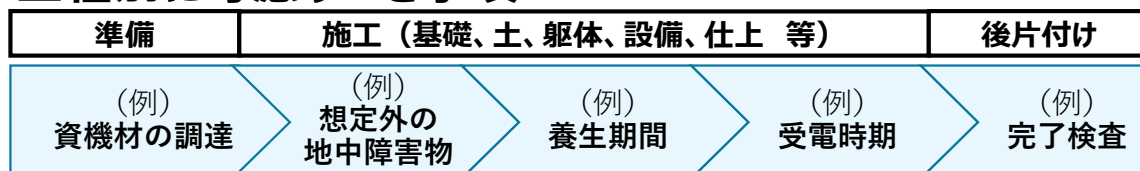
工期に関する基準 (令和6年3月27日 中央建設業審議会決定)

**注文者・受注者双方が「工期に関する基準」を考慮し、
適正な工期を設定！**

I. 工期全般にわたって考慮すべき事項

自然要因（猛暑による不稼働）、時間外労働規制、労働・安全衛生、行政への申請 等

II. 工程別に考慮すべき事項



III. その他考慮すべき事項

- ・建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応
- ・分野別に考慮すべき事項（住宅・不動産分野/鉄道分野/電力分野 等） 等

契約

完成

▶ 労務費等[※]を内訳明示した「見積書」が重要

※ 材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金

注文者

受注者

努力義務

✓ 「見積書」を考慮

(第20条第4項)

✓ 通常必要な額を著しく
下回る変更依頼 **禁止**

(第20条第6項)

禁止

努力義務

✓ 「見積書」の作成

(第20条第1項)

✓ 通常必要な額を著しく
下回る見積り **禁止**

(第20条第2項)

禁止

違反した場合

▶ 発注者

国土交通大臣等から

勧告・公表 (第20条第7項)

▶ 建設業者

国土交通大臣等から

指導・監督 (第28条、第41条第1項等)

取引上の地位を不当利用し、
「通常必要と認められる原価」に
満たない金額による

契約締結 禁止

(第19条の3第1項)

禁止

「通常必要と認められる期間」より
著しく短い工期による

契約締結 禁止

(第19条の5第1項)

※いずれも改正前から規定あり

正当な理由なく、
「通常必要と認められる原価」に
満たない金額による

契約締結 禁止

(第19条の3第2項)

「通常必要と認められる期間」より
著しく短い工期による

契約締結 禁止

(第19条の5第2項)

違反した場合

▶ 発注者^{※1}

国土交通大臣等から

勧告・公表 (第19条の6)

▶ 建設業者 (注文者^{※2})

公正取引委員会からの

措置 (第42条第1項)

▶ 建設業者^{※3}

国土交通大臣等から

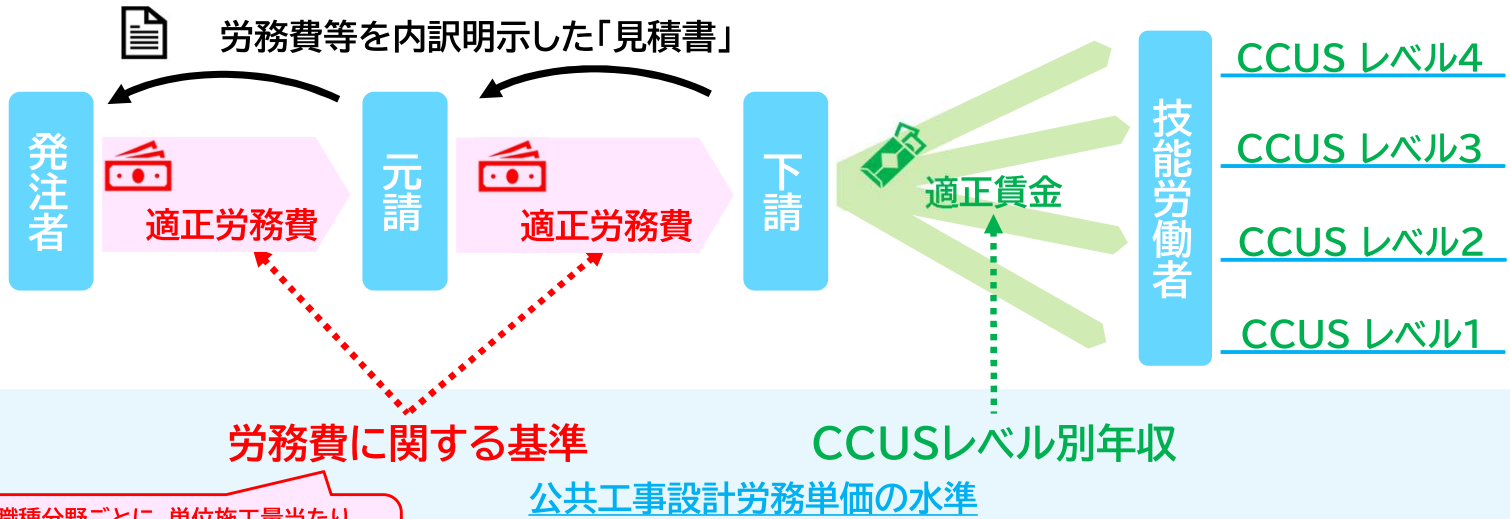
指導・監督 (第28条、第41条第1項等)

※1 「通常必要と認められる原価」に満たない金額による契約締結による勧告の対象になり得るのは公共発注者のみ

※2 「通常必要と認められる原価」に満たない金額による契約締結の場合のみ

※3 注文者として「通常必要と認められる原価」に満たない金額による請負契約を締結した場合は指導のみ

労務費等を内訳明示した「見積書」



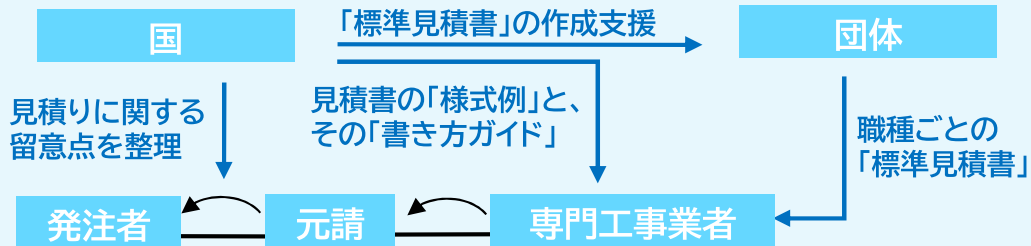
職種分野ごとに、単位施工量当たり
労務費の形で、基準を踏まえた適正な
労務費の具体値を設定

- ✓ 技能者の処遇確保を前提とした価格や質で競争
- ✓ 処遇改善に取り組む事業者が競争上不利にならないようにする

➡ 健全な競争環境を実現

実効性確保

見積書の
交付促進



自主宣言
制度

技能者の処遇改善等を行う企業を可視化

※「自主宣言制度」の必須項目（一部抜粋）

発注者	元請	下請
労務費確保/賃金支払い 宣言企業との優先取引	労務費確保/賃金支払い CCUSの活用 宣言企業との優先取引	労務費確保/賃金支払い CCUSの活用 宣言企業との優先取引



適正な
賃金支払い

CCUSレベル別年収



行き渡り
の確認

契約当事者間で、適正な賃金や労務費の支払いを確認

<契約に盛り込む事項※>



※任意で導入可能



公共工事
(上乗せの取組)

労務費ダンピング調査の実施 等

